

## 規制改革要望

# 企業グループ内における 産業廃棄物の自ら処理の容認

2014年 11月20日

一般社団法人日本経済団体連合会

環境本部

---

## 【要望内容】

企業グループ内での産業廃棄物処理において、一定の場合については、自ら処理として扱っていただきたい。

### 規制改革による効果

- 廃棄物の性状等を熟知している企業グループ内で処理することによって、適正処理が推進される。
- 効率的な資源の再生利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガス排出削減のための活動等を推進することが可能となる。

## 1. 現行制度の考え方

【原則】 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(11条1項)

### 【例外】

事業者は、一連の処理工程において、産業廃棄物の運搬又は処分を委託することができる(12条5項)。この場合、受託者は業の許可が必要(許可制、14条1項但書、同条6項但書)。

許可制とする根拠)

- 産業廃棄物は自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性がある。
- 産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われる上、産業廃棄物処理業者がその処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働く。



現行制度において、「自ら処理」の「自ら」は法人単位で考えられている。そのため、企業グループ内で産業廃棄物が生じた場合であっても、子会社など法人格が異なる事業者から排出された場合は、「処理業」の許可を取得しないと収集・運搬、処分ができない。

## 2. 企業の廃棄物処理の現状

### 時代の要請に伴う組織再編(分社化・グループ化)

企業経営の効率化の観点から、従来親会社で行われていた製造が子会社に委託されるなど分社化、グループ化が進んでいる。



そのため、廃棄物処理法が定める「自ら処理」及び「委託処理」の規定が**企業活動の実態と合わなくなっている**。具体的には、以下のとおり。

- ① 分社化、グループ化したことにより、排出実態が変わらないにもかかわらず、それまで可能であった自ら処理ができなくなった。
- ② 企業グループ内で処理する場合、現在は処理業許可を有する法人に委託しているが、企業グループ内での委託処理は、廃棄物処理で報酬を受け取る受託処理業者とは目的が異なり、自社処理に等しい。
- ③ 企業グループ以外の処理業者に処理を委託する場合、自社の製品廃棄物等の流出リスクが生じる。これを回避するため、現在は処分時に立会う等して対応している。

### 3. これまでの議論に対する環境省の回答

#### 「日本再生加速プログラム(2012年11月30日閣議決定)」(一部抜粋)

〈22.企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認〉(実施時期:2013年度検討、結論)

産業廃棄物の処理について、親会社・連結子会社間及び親会社・持分法適用会社間で委託する場合において、これらの企業間における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可を不要とした場合の効果・影響について検討を行い、その取得の要否について結論を得る。

#### 【環境省の回答】(2014年3月25日)

グループ企業における廃棄物処理を「自ら処理」と位置付けることは、当該グループ企業全体を「排出事業者」として連帯責任を負わせる仕組みを構築することを意味している。

親会社・連結子会社間、親会社・持分法適用会社間であっても、その責任関係はあくまで会計上のものであり、各企業グループ内の実態はそれぞれ異なることから、親会社・連結子会社間、親会社・持分法適用会社間であることのみをもってグループ企業における廃棄物処理を「自ら処理」と位置付けることは困難である。

仮にこれらの企業間における取引の実態を踏まえ、当該企業全体で排出事業者責任を共有することを担保できるのであれば、そのような制度について検討を行い得る。

しかし

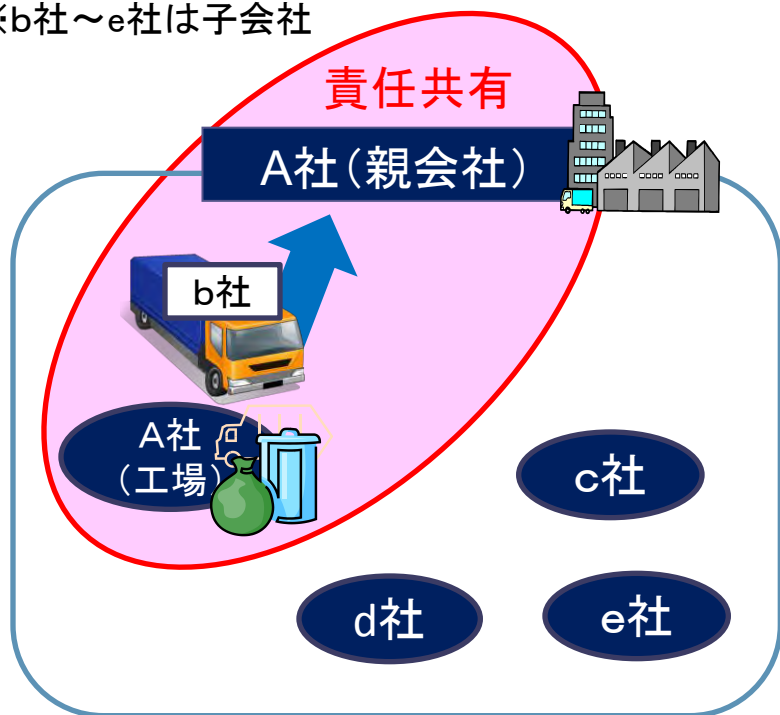
企業は、国内外に多数のグループ企業を展開しており、企業グループ全体で排出事業者責任を共有することは困難。

## 4. 提案

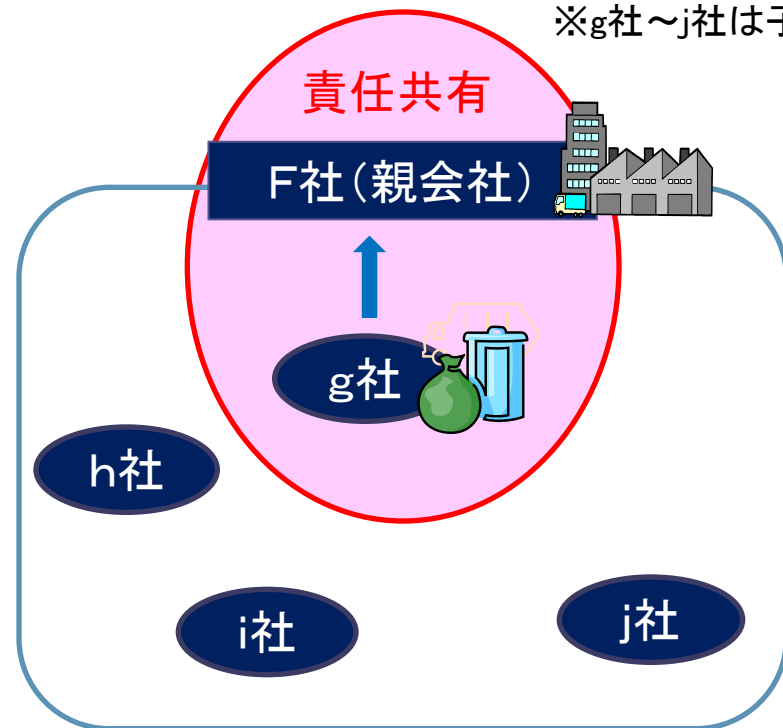
2ページに掲げた自ら処理を認める「一定の場合」を、排出事業者又は処理者に親会社を含み、廃棄物の処理(収集運搬・処分)を行う者が排出事業者としての責任を共有する場合としてはどうか。

- ◆ 不法投棄・不適正処理を防止するため、対象は、親会社、子会社とする。
- ◆ 万が一違法行為があった場合に、行政処分の対象が明確であるように、排出事業者及び当該処理を行う者について、事前に行政に届出を行うことも考えられる。

※b社～e社は子会社



※g社～j社は子会社



<親会社A(工場)が排出した廃棄物を子会社bが収集運搬する場合> <子会社gが排出した廃棄物を親会社F社の処理施設で処分する場合>

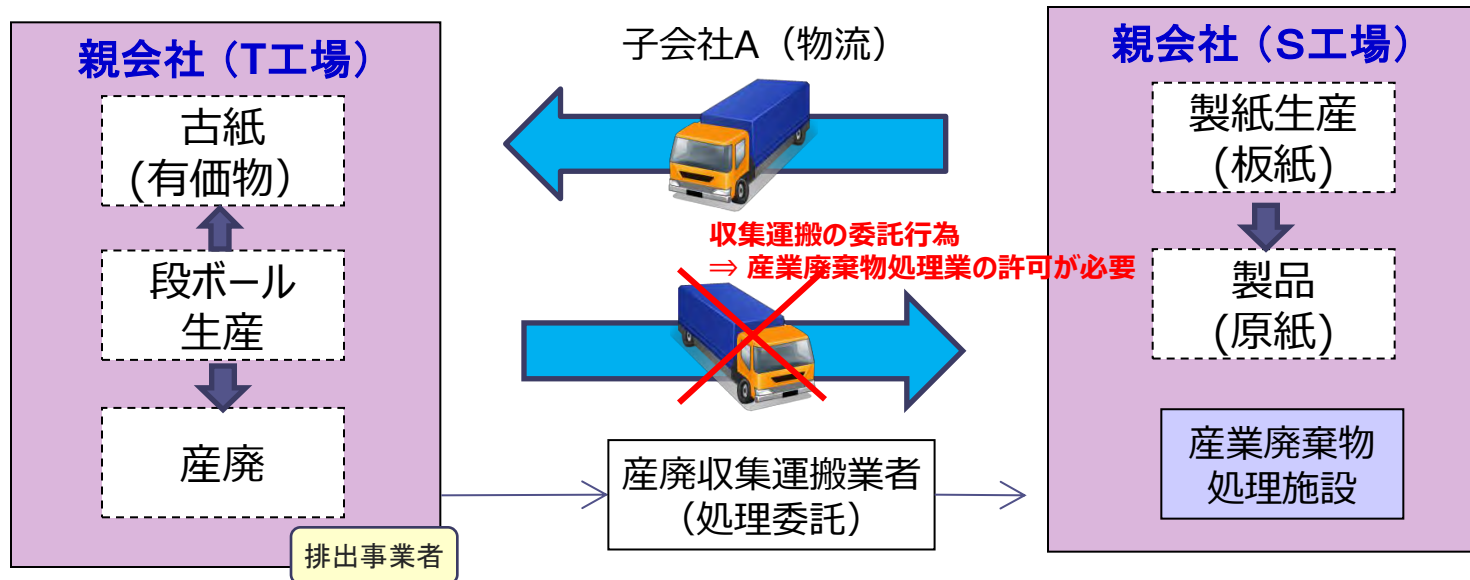
## 具体的事例

\* いずれの事例も、専ら企業グループ内の廃棄物処理を目的とし、要望が実現した場合であっても、企業グループ以外の廃棄物を業として請負うものではない。

# 事例1 親会社が産業廃棄物を自ら処理する際に 収集運搬を子会社に委託する事例

親会社T工場の製造工程で発生する産業廃棄物は、社外の処理業者に収集運搬を委託し、親会社S工場の処理施設（熱回収）で処分している。一方、T工場では、S工場で製造した製品（原紙）を原料として利用しており、100%子会社Aが輸送している。子会社Aの帰り便を活用できれば効率的であるが、そのためには、収集運搬許可が必要となる。

【排出事業者責任：親会社、子会社A】



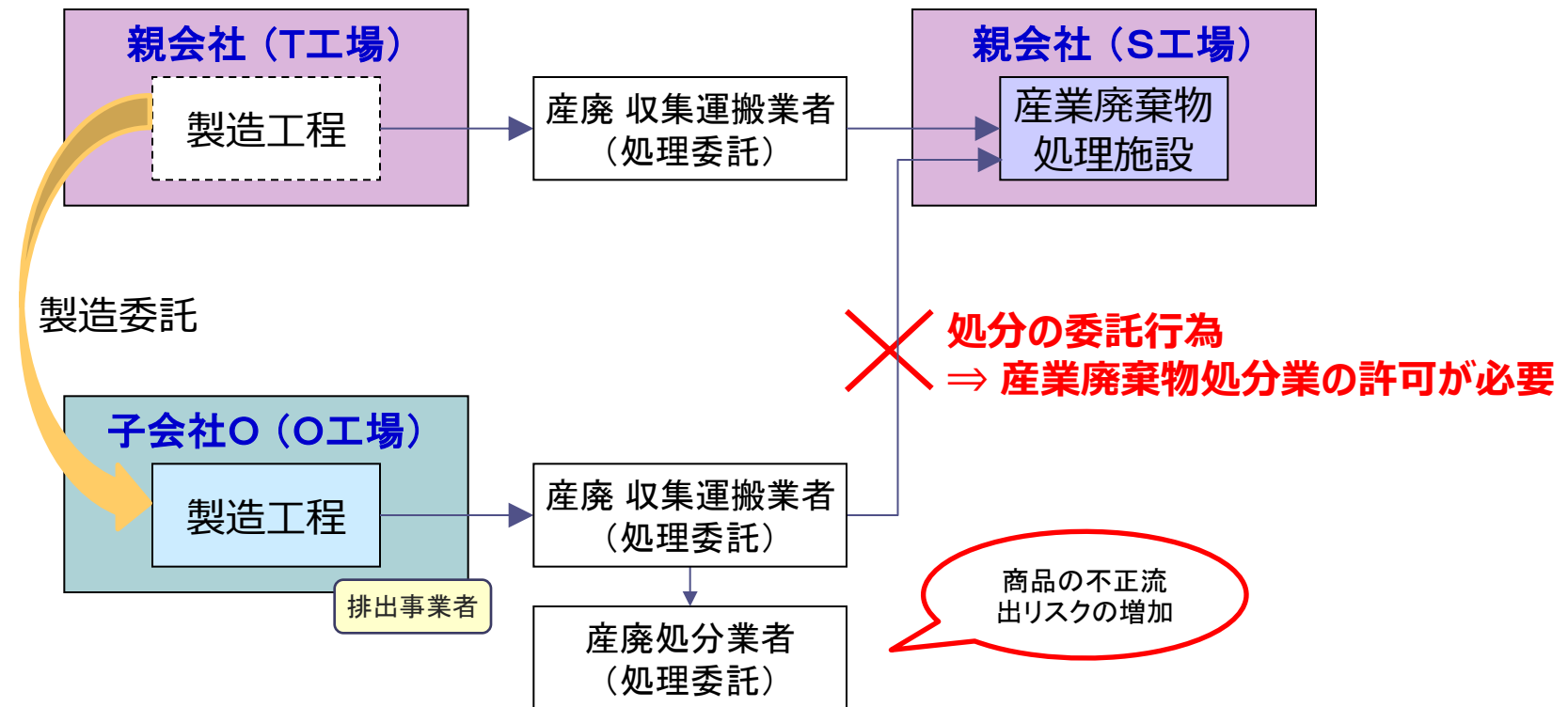


## 事例2 親会社の製造工程を子会社に委託する事例

親会社T工場の製造工程で発生する産業廃棄物は、社外の処理業者に収集運搬を委託し、自社S工場の処理施設（熱回収）で処分していた。

しかし、当該製造工程を100%子会社のO工場に委託したために、子会社で発生した廃棄物を親会社が処分するには、親会社に廃棄物処分業の許可が必要となり、グループ企業外の業者に処分を委託せざるを得なくなった。

【排出事業者責任：親会社、子会社O】



### 事例3

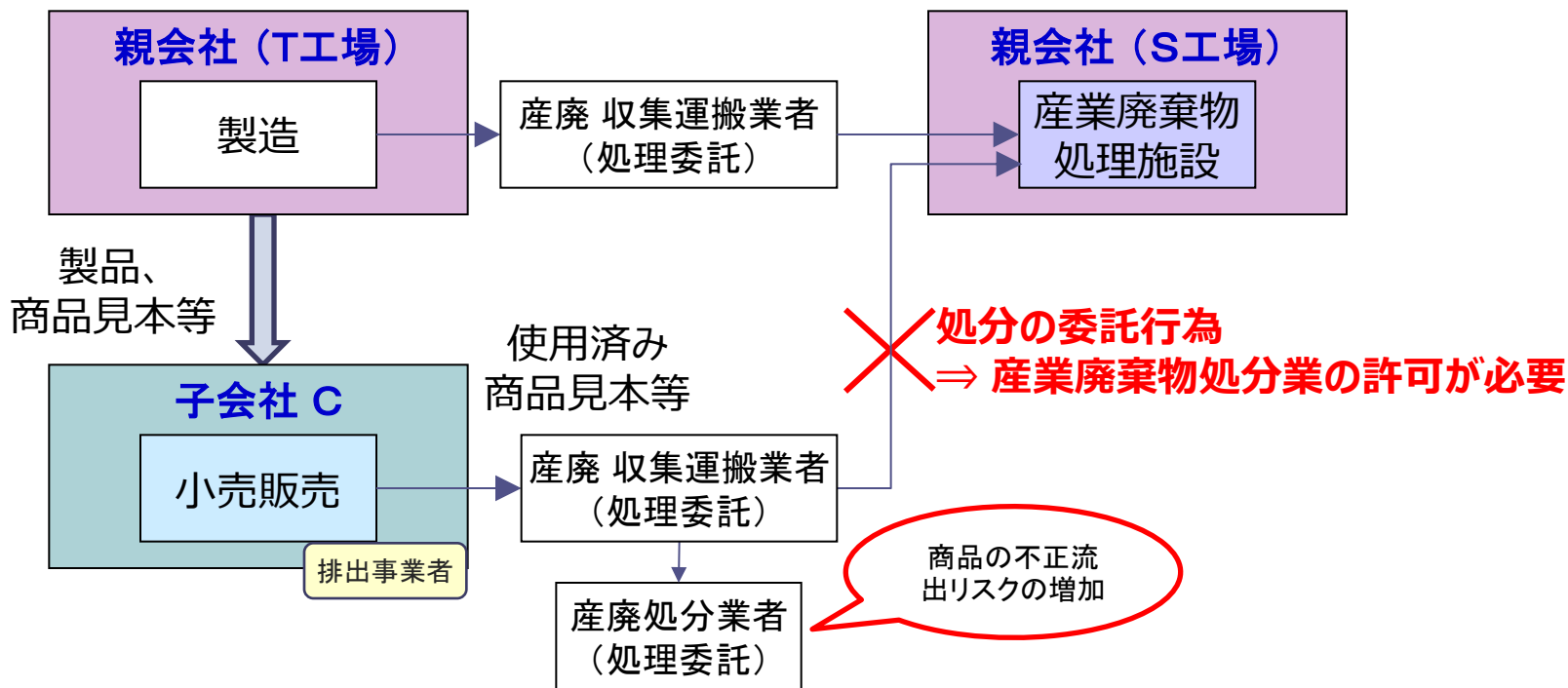
## 親会社で製造した製品を子会社が販売する事例

親会社T工場の製造工程で発生する産業廃棄物は、社外の処理業者に収集運搬を委託し、自社S工場の産業廃棄物処理施設で処分（熱回収）している。また、100%子会社のC販売会社では、親会社の製品を小売販売している。

この場合、子会社から発生した使用済み商品見本等の廃棄物処分には、親会社に廃棄物処分業の許可が必要となる。

製造元である親会社S工場が自己処分すれば、性状等を熟知していることから、廃棄物をより適正に処理することが可能であり、かつ商品の不正流出を防止できる。

【排出事業者責任：親会社、子会社C】

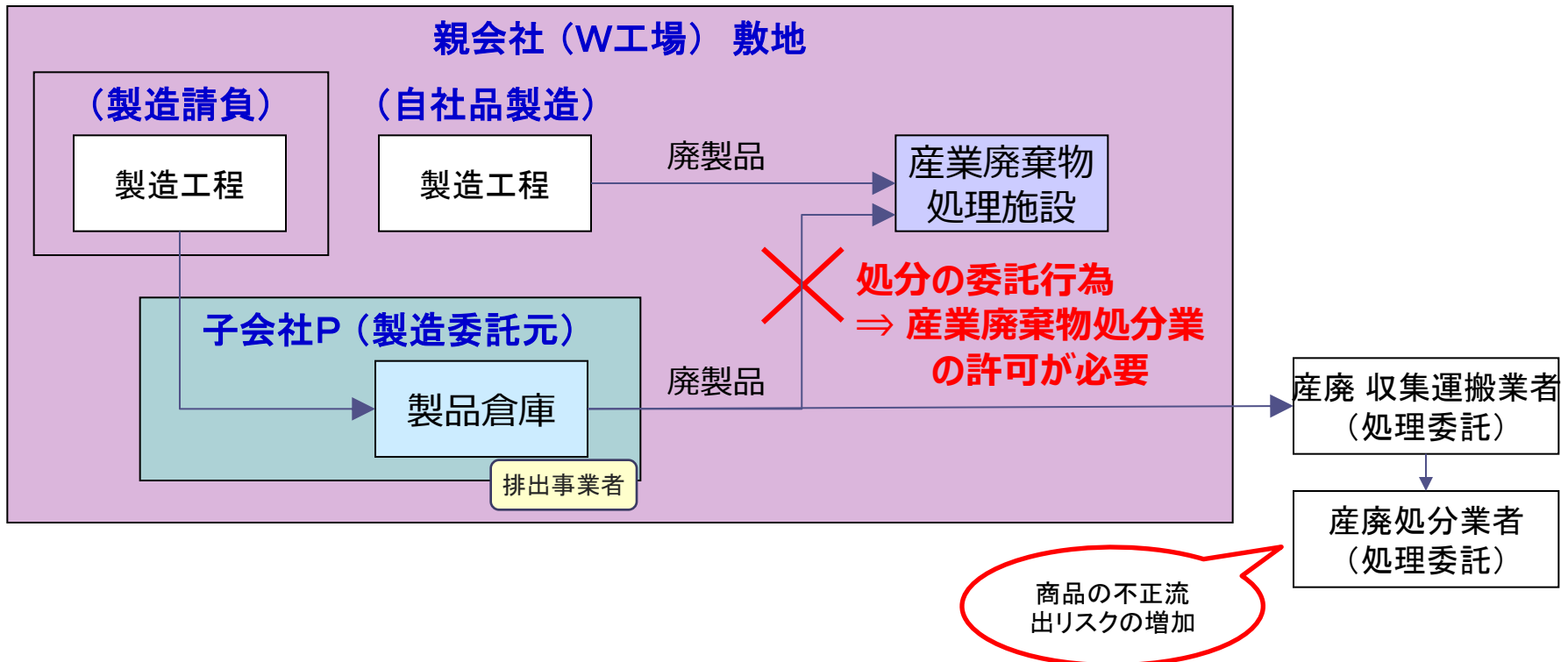


## 事例4

# 親会社の敷地にある子会社の廃製品を処分する事例

子会社Pの製品は、親会社W工場が製造委託を請負、完成した製品は親会社の敷地内にある子会社Pの場内倉庫に保管される。一方、親会社W工場の製造工程で発生する産業廃棄物は、自社W工場の産業廃棄物処理施設で処分（再生資源回収及び熱回収）できるが、子会社Pの製品で不要となった廃棄物を親会社が処分するには、親会社に廃棄物処分業の許可が必要となるため、グループ企業外の業者に処分を委託せざるを得なくなった。

【排出事業者責任：親会社、子会社P】



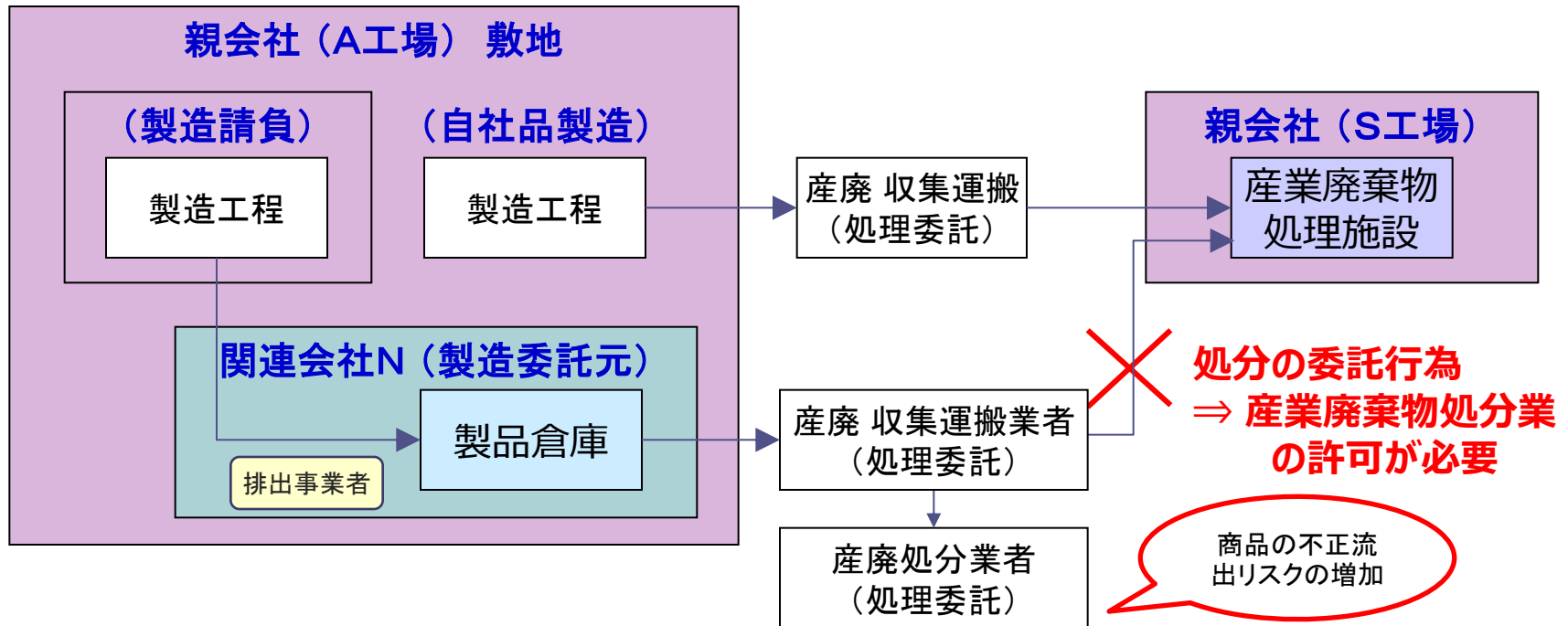
## 事例5

# 関連会社が親会社に製造を委託した廃製品を処分する事例

持分法適用関連会社Nは、親会社A工場からの製造委託を請負、完成した製品は親会社の敷地内にある関連会社Nの場内倉庫に保管している。

一方、親会社A工場の製造工程で発生する産業廃棄物は、社外の処理業者に収集運搬を委託し、自社S工場の産業廃棄物処理施設で処分（熱回収）できるが、関連会社Nの製品で不要となった廃棄物を親会社が処分するには、親会社に廃棄物処分業の許可が必要となるため、グループ企業以外の業者に処分を委託せざるを得なくなった。

【排出事業者責任：親会社、持分法適用関連会社N】



# まとめ

①排出事業者又は処理者に親会社を含み、②廃棄物の処理(収集運搬・処分)を行う者が排出事業者としての責任を共有する場合は、自ら処理として扱っていただきたい。

# 《参考》根拠条文(抜粋)

## ✓ 廃棄物処理法 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## ✓ 廃棄物処理法 第7条

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

## ✓ 廃棄物処理法 第11条1項

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

## ✓ 廃棄物処理法 第12条5項

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

## ✓ 廃棄物処理法 第14条1項

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

# 《参考》子会社・関連会社の定義

強

親会社がその会社の議決権の50%超を所有している

親会社がその会社の議決権の40%以上50%以下を所有している

十以下のいずれかに該当

- i) 自己所有等議決権数割合(自己の計算分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行為に同意している者の所有分の合計)50%超
- ii) 取締役会等の構成員過半数が自己の役職員等
- iii) 重要な財務・事業方針の決定を支配する契約等
- iv) 融資比率(債務保証等を含む)50%超
- v) その他重要な財務・事業の方針の決定を支配しえることが推測される事実の存在

i) + 上記 ii) ~ v) のいずれかに該当

## 関連会社

【関連会社】(財務諸表規則第8条5項)

会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の会社等

例えば、親会社がその会社の議決権の20%以上を実質的に所有しているなど

議決権による実質的支配力

弱

会社法上の「子会社」

関連会社